

第24回入善町農業委員会議事録

平成28年7月4日午後1時30分から第24回入善町農業委員会が4F全員委員会室で開催された。

委員定数 18名 委員現在数 17名 欠員 1名

出席委員 10名

6番 柳澤勝譽志 8番 鍋嶋太郎 9番 紺田與規一 10番 愛場正利
11番 窪野俊和 13番 松原二美榮 15番 松澤孝浩 16番 市森孝義
17番 中島由起子 18番 手塚喜志子

欠席委員 7名

1番 綿利秋 2番 中島茂樹 3番 笹原信一 4番 塚田周一
7番 寺崎敏明 12番 酒井良博 14番 上島幸夫

本会議に、議案の説明のため出席した者の職、氏名は次のとおり。

入善町農業委員会 事務局長 真岩芳宣
入善町農業委員会 係長 宮沢久仁恵
入善町農業委員会 主任 島尻淳子
入善町農業委員会 主事 金山久徳

議事日程及び本日の会議に付した案件は次のとおり

日程第1 会期及び議事日程の件
日程第2 議事録署名委員決定の件
日程第3 議案第90号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第4 議案第91号 農地法第5条の規定による意見進達について
日程第6 議案第92号 入善農業振興地域整備計画変更案に意見を付す件

議長（鍋嶋 太郎）

皆さんお疲れ様です。本日は大変欠席が多く、少し残念ではあります。

さて、梅雨も本番となり、九州の方では大変な大雨となっているようです。そんな折ではありましたが、先日、福岡へ新幹線で行ってきました。各地で大きな被害となっていました。

これから選挙がありますが、農業関連にどのように影響してくるか、少し楽しみではあります。

それでは、本日も慎重審議いただきますようよろしくお願いいたします。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは第24回入善町農業委員会を始めたいと思います。順序に従いまして日程第1、会期及び議事日程の件を議題といたします。会期を本日1日限りとし、日程は第1より第5終了までといたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員 「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしとの発言がありますので、会期を本日1日限りとし、日程は議事終了までと決定いたします。

―― 議事録署名委員決定の件 ――

議長（鍋嶋 太郎）

次に、日程第2、議事録署名委員決定の件を議題といたします。13番松原委員と17番中島委員に決定いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員 「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしとの発言がありますので、ご両名に決定いたします。

議長（鍋嶋 太郎）

次に、日程第3、議案第90号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

議案第90号、農地法第3条の規定による許可申請について、次の通り許可申請があったので審議を求めます。今回は、1件の申請です。

申請番号1番、農地の所在地は、上野〇〇で、台記地目、現況地目、ともに田、面積は79㎡です。

譲渡人は、入善町上野〇〇番地の〇〇さんで、譲受人は、入善町上野〇〇番地の〇〇さんです。

譲渡人の〇〇さんは相続により当該農地を取得しましたが、自身は農業をやっていないことから、権利の整理をするため今回の申請となりました。

3条許可要件の確認です。農地法第3条に規定される許可要件は7つです。

農地法第3条第2項第1号については、譲受人が現在経営する農地はすべて耕作されており、農業を営むために必要な大農機具が揃っていること、通作距離は居住地から徒歩で10分の距離と通作に支障は無いと見込まれることから、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第2号について、原則として農業生産法人以外の法人は農地の権利を取得できないというものですが、当該申請における譲受人は個人であるため、適用はありません。

農地法第3条第2項第3号について、信託の引受による農地の取得は認めないというものですが、当該申請は信託の引受ではないため、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第4号については、農作業に常時従事している者が、8か月にわたり農作業に従事していることから、農作業を行う必要のある日数について農作業に従事すると認められるため、要件を満たすと考えられます。

農地法第3条第2項第5号については、当該申請による農地取得後の経営面積が50aに達することという、いわゆる5反歩要件ですが、譲受人の当該農地取得後の経営面積は15,768㎡となるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第6号について、農地利用集積円滑化団体による農地利用集積事業等でなければ、原則転貸を認めないというものですが、当該申請に係る農地は譲渡人が所有する農地であるため転貸には当たらず、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第7号については、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用に影響を及ぼす支障は生じないと認められることから、要件を満たすと考えます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

農業委員による意見書の確認印は、中島茂樹委員にいただいております。

なお、中島委員は、本日欠席のため、事前に意見を伺っております。申請内容及び現地を確認しましたが、問題はないとのことです。

以上です。よろしくお願いいたします。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

（質問・意見なし）

議長（鍋嶋 太郎）

何かございませんか。では、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。

よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。

議案第90号、農地法第3条の規定による許可申請についてを、原案どおり許可することに、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

全員異議なしの声によりまして、本案を原案どおり許可することに決定いたします。

議長（鍋嶋 太郎）

次に、日程第4、議案第91号、農地法第5条の規定による意見進達についてを議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

議案第91号、農地法第5条の規定による意見進達について。次のとおり、許可申請があったので審議を求めます。今回は、2件の申請があります。

申請番号1番。申請地は、入善町入膳字東寺田〇〇、同〇〇の計2筆。台帳地目、現況地目ともに田で、面積は合計459㎡です。

譲渡人は、入善町入膳〇〇番地〇の〇〇さんで、譲受人は、入善町入膳3255番地の入善町長 笹島春人です。転用目的は「工事車両仮設道路敷地」で、契約内容は賃借権の設定です。

町では、老朽化した町営プールを新設する計画があり、現在のプールの解体工事に伴い、工事車両の通路を確保する必要があることから、仮設道路として利用するため、今回の一時転用の申請となりました。

国が農地法の事務処理上の留意点等を示す技術的指導として制定した「農地法の運用について」の中で示されている農地転用の許可基準に照らし合わせれば、申請地の農地の区分は、都市計画法に規定する用途地域内にある農地であることから第3種農地であり、運用通知第2の1の(1)のエの(イ)に規定されている許可基準のとおり第3種農地の転用は許可することができることから、農地の区分と転用目的については問題がないと認められます。

申請地は、用途地域内にあるため農振除外の手続きは不要であり、また、完了後に農地に原状回復することから、一時的な転用であり、隣接耕作者、地区代表者の同意書及び、入善土地改良区の同意内容での意見書も添付されていることから、本案件は許可すべきものと考えます。

次に、申請番号2番、申請地は、入善町青島〇〇の計1筆、台帳地目、現況地目ともに田で、面積は

1,065 m²です。

譲渡人は、入善町福島〇〇番地の〇〇さんで、譲受人は、入善町横山〇〇番地〇の株式会社〇〇です。転用目的は「サービス付高齢者向賃貸住宅敷地」で、契約内容は所有権の移転です。

譲受人の株式会社〇〇の代表者は、黒部市で認知症対応型のグループホームを開設していますが、この度、丸川病院の傍に、ケアの専門家が常駐しサービスを提供する、サービス付き高齢者向け住宅等を建設する計画です。

建物は3階建てで、2階、3階はサービス付高齢者向け住宅として、合計35室を確保し、1階には、介護や医療ケアの必要な利用者のニーズに応じて、デイサービスセンターを併設したいと考えています。

申請地は、3階建ての建物、駐車スペースとして利用するため、必要な面積であると考えます。

国の転用許可基準に示されている許可要件としては、申請地の農地の区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、良好な営農条件を備えている農地・第1種農地であると判断します。

第1種農地の転用は原則不許可となっていますが、転用目的が「サービス付高齢者向賃貸住宅敷地」であり、運用通知第2の1の(1)のイの(イ)のcの(e)による、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」の項目に適合すると認められることから、農地の区分と転用目的には問題がないと考えます。

用地の選定にあたっては、申請地の他には周辺に当該目的を達成できそうな農地以外の土地や第2種農地、第3種農地は存在しないことから、農地の代替性についても申請地は適当であると思われれます。

申請地は、平成28年4月21日に農振農用地から除外済であり、資金証明、隣接耕作者の同意書及び、入善土地改良区の同意内容での意見書も添付されていることから、本案件は許可すべきものと考えます。

申請番号1番及び2番については、綿委員が確認を行なっていたいておりますが、本日欠席のため、事前に意見を伺ったところ、問題ありませんとのことでした。

以上、2件です。よろしく申し上げます。

議長（鍋嶋 太郎）

では、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

（質問・意見なし）

議長（鍋嶋 太郎）

何かございませんか。では、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。

よって、これより本案件の採決を行いたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。

議案第91号、農地法第5条の規定による意見進達についてを、原案どおり県知事へ進達することに、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

全員異議なしの声によりまして、本案を原案どおり県知事に進達することに決定いたします。

議長（鍋嶋 太郎）

次に、日程第5、議案第92号、入善農業振興地域整備計画変更案に意見を付す件を議題といたします。

事務局から朗読と説明をお願いいたします。

事務局

議案第92号、入善農業振興地域整備計画変更案に意見を付す件、入善町から提出になった入善農業振興地域整備計画変更案について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定により、意見を求めます。平成28年7月4日提出、入善町農業委員会会長、鍋嶋太郎。

農振除外は、3ヶ月に1度の受付であり、今回は平成28年6月15日受付分について、意見を求めることとなります。今回は、農振除外の申請が1件と、軽微変更の申請が2件あります。

まず受付番号1番。除外願出者は入善町東狐〇〇番地、〇〇さん、譲受人は入善町東狐〇〇番地、〇〇さんです。除外対象地は、飯野地区東狐〇〇、地目は畑、面積は396㎡で、除外後の用途は一般住宅敷地です。

まず、農用地区域からの除外理由についてですが、譲受人の〇〇さんは、今秋結婚することになり、一般住宅が必要となったものであり、農業振興地域を取り巻く情勢の推移により農用地利用計画の変更が必要になったものであるため、農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項に該当すると考えます。

なお、この「農業振興地域の整備に関する法律」は、以下、「農振法」と略します。

次に、除外要件の確認ですが、農振法に規定する除外の要件は、5つあります。

まず、農振法第13条第2項第1号の要件について説明します。

譲受人の〇〇さんは、現在、申請者の父・〇〇さんと同居して生活していますが、本年秋に結婚することとなり、現在の住居では手狭なため、父から申請地を借り受けて、実家の近くに一般住宅を新築する計画です。

申請面積は396㎡と、500㎡以内であるため一般住宅の基準を満たし、住宅、駐車場、として利用するため必要な面積です。

申請地は、県道を挟んで実家の向かいにあり、将来的に、実家の両親に子どもの面倒を見てもらいたいこと、加えて、実家の両親の老後の世話をする可能性があることから、実家の傍で建設する必要があり、農用地区域以外の土地をもって代えることが困難と認められます。

以上のことから、当該変更に係る土地を農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であって、農用地区域以外の区域内の土地をもって代えることが困難であると認められるため、第1号の要件を満たすと考えます。

次に、農振法第13条第2項第2号の要件についてですが、申請地は宅地に隣接しており、集团的農用地の規模を分断しないこと、残地の営農について、取水・排水がこれまでどおり確保され、引き続き農業用機械による耕作が可能であることから、農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれはないと認められるため、要件を満たすと考えます。

続いて、農振法第13条第2項第3号の要件については、申請地は、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積が図られていないため、利用集積について支障を及ぼすおそれはないと認められ、要件を満たすと考えます。

農振法第13条第2項第4号の要件については、申請地からの排水に関して、生活排水は町公共下水道設備により処理し、雨水排水は側溝を設け隣接する農業用排水路へ排水することとしており、新たに宅地となる面積が396㎡と小規模であることから、農用地区域内の水路等土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないと認められるため、要件を満たすと考えます。

最後に、農振法第13条第2項第5号の要件についてですが、申請地は、県営土地改良総合整備事業の実施済地ですが、平成16年度に工事完了公告を行っており、工事完了から8年を経過していることから要件を満たすと考えます。

以上のことから、農振法第13条第2項各号に掲げる要件のすべてを満たしており、問題ないと考えます。

次に軽微変更、用途区分の変更です。これは、農業上の用途を、「農地」から「農業用施設用地」に変更するもので、軽微な変更として、県知事の同意などの手続きは省略されるものです。今回は、2件の申請があります。

受付番号1番。変更願出者は入善町東狐〇〇番地の〇〇さん、譲受人は入善町東狐〇〇番地、株式会

社〇〇です。変更対象地は、飯野地区上飯野〇〇の内、地目は田、面積は1,500㎡で、用途区分の変更後の用途は、農業用施設用地です。

まず、用途区分の変更理由についてですが、経営規模の拡大に伴い、新たな乾燥調整施設が必要になったものであり、農業振興地域を取り巻く情勢の推移により農用地利用計画の変更が必要になったものであるため、農振法第13条第1項に該当すると考えます。

次に、要件の確認ですが、まず、農振法第13条第2項第1号の要件について説明します。

譲受人の株式会社〇〇は、水稻、野菜等を中心に、現在、約40haを経営する農業生産法人です。

経営規模の拡大に伴い、既存の農作業所では手狭となったこと、また乾燥機3台で作業を行ってきましたが、能力不足になってきたことから、申請地に新たな乾燥機を設置して、安定的に経営したいと考えています。

申請地には、乾燥機設置、車両通路、駐車スペース4台分として利用する計画であり、必要最小限の面積と認められます。

申請目的が農業用施設の建設であり、既存のビニールハウスに隣接しているため、利用や管理の点で最も適しており、農用地区域外には適当な土地がありません。

以上のことから、当該変更に係る土地を農地以外の用途に供することが必要かつ適当であって、農用地区域以外の区域内の土地をもって代えることが困難であると認められるため、第1号の要件を満たすと考えます。

次に、農振法第13条第2項第2号の要件についてですが、申請地は町道に面し、集团的農用地の規模を分断しないこと、残地の農地について、これまでどおりビニールハウスとして利用され、引き続き育苗及び野菜ハウスとして営農が可能であることから、農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率のかつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれはないと認められるため、要件を満たすと考えます。

続いて、農振法第13条第2項第3号の要件については、当該変更に係る土地は、譲受人である農業生産法人の担い手（所有等農地面積約40ヘクタール）が貸借し農業経営を行っている農地ですが、用途区分の変更後においても所有等農地は39.85ヘクタールを確保する（農業経営面積0.3パーセント減）ことができます。

また、当該担い手は、地元集落を中心に農地を集積し、水稻、野菜等を中心に規模拡大を続けており、現在も、新たに農地を提供したいという申し出があることから、農業経営改善計画等に照らし安定的な農業経営に支障が生じることはなく、一団の農用地の集団化も損ねないものと認められ、要件を満たすと考えます。

農振法第13条第2項第4号の要件については、乾燥調整施設、農業用車両の駐車場、車両通路として利用するが、事業用排水や生活排水は公共下水道へ排水し、雨水排水については、既存の農業用排水路へ流す計画であること、農業用水路上を農業用施設用地への進入路として利用するが、農業用水路施設を破壊しない構造とすること等から、農用地区域内の水路等土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないと認められるため、要件を満たすと考えます。

最後に、農振法第13条第2項第5号の要件についてですが、申請地は、県営土地改良総合整備事業等の実施済地ですが、平成16年度に工事完了公告を行っており、工事完了から8年を経過していることから要件を満たすと考えます。

以上のことから、農振法第13条第2項各号に掲げる要件のすべてを満たしており、問題ないと考えます。

受付番号2番。変更願出者は入善町新屋〇〇番地の〇〇さん、譲受人は入善町新屋〇〇番地〇、農事組合法人〇〇です。変更対象地は、新屋地区新屋〇〇の内、地目は田、面積は482㎡で、用途区分の変更後の用途は、農業用施設用地です。

まず、用途区分の変更理由についてですが、これまで籾乾燥を構成員個別に行っていましたが、施設が分散し作業効率も悪く、また老朽化も進んでいるため、新たな乾燥調整施設が必要となったものであり、農業振興地域を取り巻く情勢の推移により農用地利用計画の変更が必要になったものであるため、農振法第13条第1項に該当すると考えます。

次に、要件の確認ですが、農振法第13条第2項第1号の要件について説明します。

譲受人の農事組合法人〇〇は、水稻、野菜等を中心に、現在、約59haを経営する農業生産法人です。

申請目的が農業用施設の建設であり、既存の格納庫敷地と隣接しており、乾燥調整施設として利用す

るため必要最小限の面積であることから、利用や管理の点で最も適しており、農用地区域外には適当な土地がありません。

以上のことから、当該変更に係る土地を農地以外の用途に供することが必要かつ適当であって、農用地区域以外の区域内の土地をもって代えることが困難であると認められるため、第1号の要件を満たすと考えます。

次に、農振法第13条第2項第2号の要件についてですが、申請地は町道に面し、集団的農用地の規模を分断しないこと、残地の農地について、取水排水がこれまでどおり確保され、引き続き農業用機械による営農が可能であることから、農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれはないと認められるため、要件を満たすと考えます。

続いて、農振法第13条第2項第3号の要件については、当該変更に係る土地は、譲受人である農業生産法人の担い手（所有等農地面積約59ヘクタール）が貸借し農業経営を行っている農地ですが、用途区分の変更後においても所有等農地は約58.95ヘクタールを確保する（農業経営面積0.08パーセント減）ことができます。

また、当該担い手は、地元集落を中心に農地を集積し、水稻、野菜等を中心に規模拡大を続けており、現在も、新たに農地を提供したいという申し出があることから、農業経営改善計画等に照らし安定的な農業経営に支障が生じることはなく、一団の農用地の集団化も損ねないものと認められ、要件を満たすと考えます。

農振法第13条第2項第4号の要件については、乾燥調整施設として利用するが、生活排水は合併浄化槽で処理し、雨水排水については、既存の農業用排水路へ流す計画であること、農業用水路上を農業用施設用地への進入路として利用するが、農業用水路施設を破壊しない構造とすることから、農用地区域内の水路等土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないと認められるため、要件を満たすと考えます。

最後に、農振法第13条第2項第5号の要件についてですが、申請地は、県営土地改良総合整備事業等の実施済地ですが、平成12年度に工事完了公告を行っており、工事完了から8年を経過していることから要件を満たすと考えます。

以上のことから、農振法第13条第2項各号に掲げる要件のすべてを満たしており、問題ないと考えます。

以上が軽微変更2件の申請になります。

今回は、農振除外1件、軽微変更2件の申請です。よろしく願いいたします。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

（質問・意見なし）

議長（鍋嶋 太郎）

質問、意見等がないようです。

よって、これより本案件の採決を行いたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。

議案第92号、入善農業振興地域整備計画変更案に意見を付す件について、「異議なし」と意見を付すことに、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

全員異議なしの声によりまして、本案を原案どおり採決することに決定いたします。

議長（鍋嶋 太郎）

以上で本日の議題は全て終了いたしました。
それでは、事務局からその他何かありますか。

事務局

まず、富山県農業施策に関する政策提案についてです。基本的に昨年と大きく内容は変えていませんが、TPP交渉について、平成27年10月に大筋合意されましたので、そのことを受けても農業者が今後も安心して経営を継続できるよう対策を講ずるよう提案に盛り込みたいと思います。

次に、来月8月は恒例の合同農地パトロールの月です。例年どおり、農業委員会終了後に行いたいと思いますのでよろしく願いいたします。パトロール先としては、昨年度許可された土地改良区の小水力発電所にかかる状況を現地確認及び土地改良区より説明を受けたいと考えております。

最後に、配布物として、耕作放棄地解消事例集と、毎年お配りしていますが、今年も富山県農業会議より、農地の有効利用と無断転用防止を訴えるのぼり旗が届いています。自宅や公民館に掲げるなど、農地パトロールの際や、地域住民への啓発活動にご活用くださいますよう、よろしく願いします。

議長（鍋嶋 太郎）

その他、何かご意見等はございませんか。

（全員 意見なし）

議長（鍋嶋 太郎）

では、特にご意見等がないようですので、これをもちまして第24回入善町農業委員会を閉会いたします。

今回は、8月10日 水曜日、午前9時30分から行います。その後、合同農地パトロールを実施しますのでよろしく願いいたします。

（閉会 午後2時2分）